

## 部門役員会 運営要綱

### (役 割)

第1条 部門役員会は、本学会全体としての総合的かつ集約的な方針に基づき、当該部門の自主的な運営方針を策定し、これを遂行する。

### (審議事項)

第2条 部門役員会の主要な審議事項は次の各項とする。

- (1) 業務計画に関する事項
- (2) 会計に関する事項
- (3) 編修に関する事項
- (4) 研究調査に関する事項
- (5) 部門大会に関する事項
- (6) その他、部門表彰等部門活動に関する事項

2. 副部門長は、これらの事項を分担掌握する。

### (構 成)

第3条 部門役員会の構成は次による。

部門長、副部門長、総務企画担当、会計担当、編修担当、研究経営担当、監事および委員

2. 議長は、部門長があたる。
3. 幹事は、構成員の中から若干名を部門長が指名する。
4. 議長が認めた者は部門役員会に出席することができる。

### (下部組織)

第4条 部門役員会の下部組織として、「部門編修委員会」および「部門研究調査運営委員会」を置く。

2. 必要に応じ、「部門大会委員会」を置くことができる。

### (開 催)

第5条 部門役員会の開催は、原則として年4回以上とする。

### (定足数)

第6条 部門役員会の成立には、構成員の過半数を要する。

### (議決の方法)

第7条 議案の採決には、出席役員の過半数を要する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

### (事 務)

第8条 事務局は、事業サービス課とする。

2. 幹事は、議事録など必要な資料を作成する。
3. 事務局は、開催通知の発送、提出資料の保管など、必要な事務を行う。

### (付則)

1. 本運営要綱は平成3年3月26日、理事会において承認制定。
2. 本運営要綱は平成3年5月24日より施行する。

3. 本運営要綱は平成10年5月21日、理事会において一部改正。
4. 本運営要綱は平成12年12月13日、理事会において一部改正。
5. 本運営要綱は平成16年3月3日、理事会において一部改正。